

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 太田市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅改造費補助(高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	太田市高齢者等住宅改造費補助	高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事に係る家屋内の改造費及びこれに必然的付随付帯工事	60歳以上の高齢者 ①自立～要介護1で前年度所得税非課税のひとり暮らしまたは高齢者世帯 ②要介護2以上で生計中心者の前年度所得税課税額が8万円以下の世帯	50万円/戸	該当工事費用 (上限50万円)の5/6		工事着手前	予算の範囲内	介護サービス課	0276-47-1948	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-003kenko-kaigos/hokengai.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-003kenko-kaigos/hokengai.html</a>	新築・増築は対象外
重度身体障害者(児)住宅改造費補助	助成	太田市重度身体障がい者(児)住宅改造費補助	浴室、便所、玄関、台所等の障害者に適する改造(新築、増築は対象外、借家は原則認めない)	※介護対象者は介護の制度が優先(制度利用不可) ※世帯全員の市民税所得割額16万円未満 ・下肢1、2級・体幹1、2級 ・下肢及び体幹の重複障害1、2級 ・視覚1級 ・上肢1、2級(ただしそれぞれ上肢4級以上)	改造に要する経費の6分の5、限度額は基本額60万円の6分の5(最大補助金額50万円)			改造前に必要書類添付の上、申請が必要	予算の範囲内	障がい福祉課	0276-47-1929	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-005kenko-fukushi/karada/juutakukaizou.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-005kenko-fukushi/karada/juutakukaizou.html</a>	・金額に関わらず、障害者1人につき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必要(工事費全額支払い後、補助金交付) ・工事完了が3/31まででできる工事が対象
合併処理浄化槽設置費	助成	太田市浄化槽設置整備事業	①合併処理浄化槽新規設置工事 ②転換(単独処理浄化槽又は汲み取り槽を撤去すること)を伴う合併処理浄化槽の設置工事	①専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置し継続的に使用する者。 ②台所・風呂・トイレのいずれもが設置されており、浄化槽に接続している者もしくは1年以内に接続し、使用開始できる者。 ③次のいずれかに該当する方は設置補助を受けることはできません。 1. 建築基準法第6条第1項に基づく確認又は、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者。 2. 補助金交付決定前に浄化槽設置工事に着手した者。 3. 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者。 4. 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。 5. 浄化槽の排水を公共用水域に排出可能であるにもかかわらず、地下浸透方式を採用した者。 6. 営利の目的で浄化槽付きの専用住宅を建築する者。 (※浄化槽設置前に居住目的で専用住宅を購入し、継続的に使用する者と売買契約を結びその者が交付を受けようとする場合を除く。) 7. 市税等の滞納があるもの。 ④転換に伴う設置補助(転換設置補助金)を受けようとするもので、次のいずれかに該当する方は転換設置補助を受けることはできません。 1. 建築基準法第6条第1項に基づく確認又は、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに単独処理浄化槽を設置していた者。 2. 転換を適正に行わない者。 ⑤宅内配管工事補助は、下水道事業計画区域外に存する既存住宅において、単独処理浄化槽からの転換を行う場合の宅内配管工事を対象とします。 ⑥浄化槽エコ補助は、次のいずれかに該当する場合に対象となります。但し、宅内配管工事補助を受ける場合及び下水道事業計画区域の補助を除く。 1. 既設の単独処理浄化槽等を完全に撤去する場合 2. 既設の単独処理浄化槽等を雨水貯留槽等に再利用する場合 3. 既設の単独処理浄化槽等を撤去しようとしたにもかかわらず、撤去できない相当の理由があり撤去できない場合	新規設置補助額 5人槽:123,000円 7人槽:159,000円 10人槽:211,000円  転換設置補助額 5人槽:346,000円 7人槽:418,000円 10人槽:523,000円 (加算限度額含む)  宅内配管工事補助額 5～10人槽:宅内配管に要する費用に相当する額又は300,000円のうち低い額。  浄化槽エコ補助額 5～10人槽:100,000円 ※下水道事業計画区域内は除く。 ※宅内配管工事補助を受ける場合は除く。  下水道事業計画区域内における補助額 5人槽:82,000円 7人槽:106,000円 10人槽:141,000円			浄化槽工事着手前	現年度予算が終了し次第締め切り	下水道課	0276-47-1949	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-005tosisetsu/2016-0324-1448-212.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-005tosisetsu/2016-0324-1448-212.html</a>	
省エネルギー機器設置費	助成	太田市省エネルギー機器設置費補助金事業	市内の既存住宅への補助対象省エネルギー機器設置(入替)工事	省エネルギー機器の購入・設置をする太田市に住民登録のある個人が対象。 ただし、次に該当する場合は対象外とします。 ・補助金申請時において市税の滞納がある方(同世帯員を含む) ・既に機器の購入・設置契約または工事を着手した方 ・市外事業者による工事 ・新築物件への設置	太田市金券で支給 20,000円			令和3年4月12日から令和4年1月31日まで	先着200件	環境政策課	0276-47-1953	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-001kankyo-seisaku/2017-0408-1341-90.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-001kankyo-seisaku/2017-0408-1341-90.html</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	太田市太陽光発電システム導入報奨金事業	市内の住宅に2KW以上の太陽光発電システムを設置し、売電を開始した太田市に住民登録のある個人	自己が所有し居住する太田市内の住宅に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に2KW以上の太陽光発電システムを設置し売電を開始したもので、申請者本人および世帯員が市税を滞納していないこと。	太田市金券で支給 30,000円			令和3年6月14日から9月30日まで	申請期間内に申請した方に交付	環境政策課	0276-47-1953	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-001kankyo-seisaku/2014-taiyoukouhousuyoukin.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-001kankyo-seisaku/2014-taiyoukouhousuyoukin.html</a>	
生ごみ処理機設置費	助成	太田市生ごみ処理槽等設置助成金交付事業	家庭から出る生ごみの減量化とリサイクルの促進を目的とし、生ごみを処理する機械や処理槽などを購入した人に対して、購入金額の半額(または一部)を助成する。	市内に一年以上継続して住んでいて、申請者と同じ世帯の納税義務者全員が市税等を滞納していないこと	生ごみ処理機(コンポスター)購入金額の1/2で4,000円限度 EM処理容器 購入金額の1/2で4,000円限度 電気式生ごみ処理機 購入金額の1/2で35,000円限度			随時受付	予算の範囲内	清掃事業課	0276-31-8153	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-002kankyo-recycle/joseikin.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0090-002kankyo-recycle/joseikin.html</a>	
耐震診断費	助成	太田市木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工の戸建木造住宅の耐震診断に対し、耐震診断者を派遣する。	(対象住宅) ・昭和56年5月31日以前に建築又は着工された一戸建ての木造住宅(宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む) ・平屋建て又は2階建てのもの ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組み壁工法によるもの (対象者) ・自己又はその3親等以内の親族が所有し居住又は居住予定であること。 ・市区町村税を滞納していないこと				令和3年5月10日から令和3年12月24日まで	先着40戸	建築指導課	0276-47-1837	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/taishin/2011-0414-taisinsindan-kaisyu.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/taishin/2011-0414-taisinsindan-kaisyu.html</a>	
耐震改修費	助成	太田市木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の耐震改修工事。  ①全部改修 建物の全部の耐震性を高める工事 ②部分改修 2階建ての建物の1階の部分の耐震性を高める工事 ③耐震シェルター等設置 居室の一部に設置し、建物が倒壊しても居住者の生命を守るための装置を設置する工事 ④建替え 建物を除却し、同一敷地内に新たに戸建ての住宅を建築する工事	(対象要件) ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を、全部改修、部分改修、耐震シェルター等設置、建替えなどを行い、それに居住すること。 (対象者) ・市区町村税等を滞納していないこと。 ・当該木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有していること。 ・過去にこの事業による補助金を受けたことがないこと。	4/5以内の額。ただし、100万円を限度とする。 ・部分改修、耐震シェルター等設置 要した費用の1/2以内の額。ただし、60万円を限度とする。 ・建替え、建替えに伴う除却費用の1/2以内の額。ただし、50万円を限度とする。			令和3年5月10日から令和3年10月29日まで	予算の範囲内	建築指導課	0276-47-1837	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/taishin/2011-0414-taisinsindan-kaisyu.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/taishin/2011-0414-taisinsindan-kaisyu.html</a>	

住宅リフォーム補助金	助成	太田市住宅リフォーム支援事業	①登録業者(住宅リフォーム支援事業に業者登録した市内に本店を有する法人又は主たる事業所を有する個人事業者)を利用して住宅のリフォームを行うこと ②補助対象工事費が税込10万円以上であること ③補助金の交付決定を受けてから工事を行うこと ④令和4年2月28日までに工事及び支払を完了すること ⑤同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していないこと ⑥平成23年度から令和2年度の住宅リフォーム支援事業補助金を受けていないこと ※詳細については市のHPをご覧ください。	【対象者】 ①市内に住宅(集合住宅の専有する部分を含む)を所有していること ②住宅所有者の世帯全員に市税等の滞納がないこと ③リフォームを行う住宅に継続して過去2年以上居住していること 【対象建物】 ①建築後10年以上経過した建物であること ②住宅用火災警報器が設置されていること。または、本事業で設置すること ※詳細については市のHPをご覧ください。	補助対象工事費の30% (上限20万円)を太田市金券で支給			令和3年6月14日から令和3年9月30日まで	予算の範囲内	まちづくり推進課	0276-47-1955	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0220-001tosi-smart/01news/2021-0402-0735-246.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0220-001tosi-smart/01news/2021-0402-0735-246.html</a>	
商店リフォーム補助金	助成	太田市商店リフォーム支援事業	以下を満たした工事であり、かつ別表※1に記載してある工事 ・合計20万円(税抜)以上の工事 ・補助金交付決定時点で未着工である工事 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の事業所等から領収書等の発行ができる施工業者が行う工事※2 ・令和4年1月31日(月)までに完了する工事	対象者: 市内に存する店舗を所有又は借用して営業しており、本市に住所を有する方(法人の場合は代表者が太田市に住民登録があること)で、次のいずれにも該当する方 ・申請者及び申請者の世帯全員が市税を滞納していないこと(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員) ・事業実施後3年以上継続して営業できること(事業実施後3年間、年度末に営業報告書を提出) ・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していない	補助率: 対象経費※の2分の1以内 限度額: 100万円 ※対象経費はリフォーム工事費			令和3年5月17日から令和3年9月30日まで	予算の範囲内	産業政策課	0276-47-1834	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0315-1142-84.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0315-1142-84.html</a>	
空き店舗対策リフォーム補助金	助成	太田市空き店舗対策リフォーム支援事業	対象工事: 以下を満たした工事であり、かつ別表※1に記載してある工事 ・合計20万円(税抜)以上の工事※2 ・補助金交付決定時点で未着工である工事 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の事業所等から領収書等の発行ができる施+業者が行う工事※3 ・令和4年1月31日(月)までに完了する工事 対象備品: 以下を満たした備品であり、かつ別表※1に記載してある備品 ・1品3万円(税抜)以上かつ合計10万円(税抜)以上の備品※4 ・補助金交付決定時点で未購入である備品 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の事業所等から領収書等の発行ができる販売業者から購入する備品 ・令和4年1月31日(月)までに購入する備品 ※1 別表については太田市ホームページをご覧ください。 ※2 工事に伴う事務手数料や設計費等は対象となりません。 ※3 下請け施工業者についても市内業者をご利用ください。 ※4 備品購入に伴う事務手数料等は対象となりません。	対象者: 市内指定区域※1の空き店舗を借用して営業しようとする方、かつ本市に住所を有する方(法人の場合は代表者が太田市に住民登録があること)で、次のいずれにも該当する方 ・申請者及び申請者の世帯が市税を滞納していないこと(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員) ・事業実施後3年以上継続して営業できること(事業実施後3年間、年度末に営業報告書を提出) ・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと 対象店舗: 情報サービス業、各種小売業、専門サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療業等を営み、かつ過去に本事業の補助金を受けたことがない店舗 (但し、以下の店舗は対象外とする。) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける店舗 ・市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店 ・夜間営業(17時以降の営業)のみの店舗 ・店舗売場面積が1,000㎡を超える店舗 ※1 本市における都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域、商業地域及び近隣商業地域(ただし、地区計画制度に定められている地域は除く)	補助率: 対象経費※の2分の1以内 限度額: 200万円 上記以外の対象物件 限度額: 100万円 ※対象経費はリフォーム工事費及び備品購入費			令和3年5月17日から令和3年9月30日まで	予算の範囲内	産業政策課	0276-47-1834	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0327-1537-84.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0327-1537-84.html</a>	
空き店舗対策補助金	助成	太田市空き店舗対策家賃支援事業	対象経費は空き店舗の賃借料(敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く。)	対象者: 市内指定区域※1の空き店舗を借用して営業しようとする方、かつ本市に住所を有する方(法人の場合は代表者が太田市に住民登録があること)で、次のいずれにも該当する方 ・申請者及び申請者の世帯が市税を滞納していないこと(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員) ・事業実施後3年以上継続して営業できること(事業実施後3年間、年度末に営業報告書を提出) ・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと	補助率: 対象経費※の2分の1以内 限度額: 月額3万円 補助期間: 6箇月 ※対象経費は賃料			令和3年5月17日から	予算の範囲内	産業政策課	0276-47-1834	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0329-1922-84.html">https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankei-kougyo/2017-0329-1922-84.html</a>	
住宅改修費給付事業	助成	居宅生活動作補助用具 (日常生活用具・住宅改修)	手すり・段差の解消・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更・洋式便器等への便器の取り換え・オストメイト対応トイレの設置・在宅血液透析を行うための電気・水道設備等の改修(新築、増築は対象外、借家は原則認めない)	※介護対象者は介護の制度が優先(制度利用不可) ※世帯全員の市民税所得割額46万円未満 ・下肢1.2.3級・体幹1.2.3級 ・便器の取り換えは上肢障害2級以上又は療育手帳重度又は最重度であり、排便後の処理が困難な者	上限額20万円(所得により補助額にの1割の自己負担)			改造前に必要書類添付の上、申請が必要	予算の範囲内	障がい福祉課	0276-47-1929	<a href="https://www.city.ota.gunma.jp">https://www.city.ota.gunma.jp</a>	・金額に関わらず、障害者1人につき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必要(工事費全額支払い後、補助金交付) ・工事完了が3/31までに行える工事が対象